

新型コロナウイルス感染症(以下コロナ)患者の
電話等の初診料・再診料に係る取扱いについて
(令和5年7月31日までの取扱い)

Q1 5月8日以降、コロナ患者の電話再診の際に、療養指導を併せて行なった場合、令和5年7月31日までの間は、再診時療養指導管理料を併せて算定することは可能か？

A1 算定可能。再診料 1,400 円と併せて、再診時療養指導管理料の 920 円を算定することができる。

Q2 令和5年8月1日以降のコロナ患者に対しての電話再診については、療養指導を行なった場合でも再診時療養指導管理料 920 円を算定することはできず、電話再診料として 1,400 円のみ算定の取扱いとなるか。

**A2 電話再診料として、従来からの再診料 1,400 円のみ算定可能。
なお、情報通信機器を用いた診療に係る施設基準を満たす医療機関が、8月1日以降にいわゆるオンライン診療を行なった場合は、再診料 1,400 円を算定できるとともに、療養指導を行なった場合には、再診時療養指導管理料として、920 円を算定できる。**

Q3 5月8日以降、コロナ患者の電話初診（いわゆる電話のみを用いての初診）が認められるのは、令和5年7月31日までということか。

**A3 そのとおり。電話のみを用いた初診（電話初診として 3,820 円）が認められるのは、令和5年7月31日までとなる。
なお、令和5年8月1日以降については、情報通信機器を用いた診療に係る施設基準を満たす医療機関が、いわゆるオンライン診療を行なう場合には、通常の見対面と同じ、初診料 3,820 円の算定が可能である。**

※労災診療費算定基準で定める救急医療管理加算 1,250 円の電話初診での取扱いについて

・令和5年7月31日までのコロナ患者に対する電話初診

→算定要件を満たせば 1,250 円を算定可能

・令和5年8月1日以降の労災患者に対する情報通信機器を用いた診療に係る初診

→算定要件を満たせば 1250 円を算定可能

【関連 コロナ患者の外来診療】

特定疾患療養管理料 療養指導 147 点と再診時療養指導管理料 920 円の
取扱いについて

・5月8日以降、コロナ患者に対しての外来診療時(往診、訪問診療及び
電話や情報通信機器を用いた診療を除く)に、家庭内での感染防止策や
重症化した場合対応等について療養指導を行なった場合は、発症から7
日以内に限り、147点(特定疾患療養管理料 療養指導)を算定できること
となったが、要件を満たしていれば、再診時療養指導管理料 920 円と
の併算定も可能。